

平成 31 年 1 月 17 日

答 申 書

原村長 五味 武雄 様

原村下水道審議会

会長 五味 光亮

平成 31 年 1 月 17 日付で、当審議会に対して諮問のあった原村特定環境保全公共下水道使用料の改定について、次のとおり答申する。

【答申】

平成 31 年度の下水道使用料は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金の改定によるもの、今後の健全経営のため、8 円程度値上げとすることが妥当であると判断。

基本料金の値上げ幅を下げ、1 m³当たり 6.5 円とし、超過料金にて調整し全体で 1 m³当たり 8 円程度の値上げとすること。

【今後事業の運営方針】

下水道事業会計の健全化を図るため事業運営に当たっては、引続き経費の節減等、経営改善に努力されたい。

【配慮すべき事項】

- (1) 使用料の改定に際しては、住民への周知と説明を十分に行い、理解と協力が得られるよう努力されたい。
- (2) 村は、使用料改定後も引続き下水道財政の健全化に努め、概ね 3 年後に改めて下水道事業のあり方を検証するとともに、適正な使用料の見直し等に検討されたい。